

經濟論叢

第106卷 第5号

-
- 労働市場の形成要因について……………赤岡 功 1
- 労働力の「市場価値」について……………松井 栄一 18
- ブルジョア社会の国家形態での
総括と後半体系……………関下 稔 38
- 社会主義的「商品」説における
直接に社会的な労働……………青木 國彦 58
-

昭和45年 11 月

京 都 大 学 經 濟 學 會

労働力の「市場価値」について

松 井 栄 一

吉村勲氏が労働市場における労働力の「市場価値」の成立について論じてから、すでに10年あまりを経た。吉村氏の理論は賃金論の分野で多くの研究者に強い影響を与えた。

最近になって、小川登氏は論文「労働力の市場価値について」(『日本労働協会雑誌』No. 106, 日本労働協会, 1968年)のなかで職種別労働力の「市場価値」について論じ、かつ、岸本英太郎教授編『労働経済論入門』(有斐閣, 1969年)のなかでかなり詳しく自説を展開した。

小論では、小川氏の説を検討することによって、職種別労働市場とそこでの労働力の「市場価値」の成立にかんする諸理論に含まれる問題点を指摘したい。

I

小川氏は、まず、「資本一般」の理論に含まれる賃金論をつぎのようにまとめている。

「労働力の価値は労働者の社会的再生産費に帰着する。」¹⁾ このばあい、氏は「近代的家族制度のもとで標準的な家族をもつ成人男子の『等質な労働力』を想定」²⁾している。これが氏にとっての抽象的な労働力の価値である。

そうして氏は、「賃労働(労賃)のばあい、資本にとって労働力は『無限的』であり、それを基礎として恒常的な供給過剰状態にあるため、資本は自由に専横をきわめ、労働力の市場価値(一物一価)を低い労働力の個別価格におしこめ

1) 小川登「賃労働の理論」および「労働市場の構造と賃金」岸本英太郎編『労働経済論入門』有斐閣, 1969年, 24ページ。

2) 同上, 24-25ページ。

て統一するという間接的平均化（賃金の低位平準化）を実現しようとする³⁾という。

以上が「資本一般」の理論に含まれる賃金論であり、氏はこれをつぎのように「市場価値」論という形式で具体化する。

第1に、氏によれば、一層具体的ではあるが、なおも抽象的次元に属する「具体的有用労働の異種性によって区分された」、いわゆる職種別労働市場がある。ここで成立するのは「具体的な労働力の価値」であり、それは簡単・複雑労働力の価値として、「労働力の質」、すなわち複雑度に「完全に照応」⁴⁾したものである。

第2に、上記の職種別労働市場では、「産業予備軍の存在は供給過剰として強力な圧力となる。ここでは、労働力商品の市場（市場価値のこと——松井）は『資本にとって最良の条件下』……で生産される労働力商品の個別価値（低供給価格）によって決まるという限界原理がはたらく。」こうして氏は、職種別労働市場で「市場価値」を成立させるが、そのさいに、「労働力の市場価値は限界原理によって規定されて価値（『具体的な労働力の価値』をさす——松井）から乖離する」⁵⁾という。

第3に、氏によれば、「技術進歩にもとづく労働のダイリューションであれ、同一労働市場での男女労働力の併存（『労働力の価値分割』）であれ、労働力商品のばあいには限界原理から平均原理への転化が、個別価値（個別的供給価格）の低い労働力の方に向って収斂される形でなされる」結果、賃金の「低位平準化」⁶⁾が一般化する、とのべられる。

以上が、労働力の価値から賃金の「低位平準化」にいたる氏の説の要約であり、とくに職種別労働力の「市場価値」についての理論は氏の賃金論の核心になっている。

3) 同上、34-35ページ。

4) 同上、66ページ。

5) 同上、69-70ページ。

6) 同上、73ページ。

II

小川氏の「市場価値」論の検討にはいる前に、抽象的な労働力の価値と職種別労働市場について基本となる理論をのべておこう。

いうまでもなく、社会的に平均的な労働力の価値は簡単労働力の価値であるが、多くの論者はつぎの点を見失っている。

その1. 複雑労働力については、それなりに市場もあり、そこで価値(市場価値)が成立しているが、複雑労働力は同時に簡単労働力であるために、簡単労働市場は本来の簡単労働力と複雑労働力の双方によって構成される。多くの論者は、複雑労働力の簡単労働力への転化の可能性、複雑労働市場と簡単労働市場との交流の可能性をのべるにとどまり、一国の労働市場を安易に簡単・複雑労働市場、あるいは職種別労働市場に分割し、それぞれの「市場価値」の成立を論じている。

労働市場が、たとえば男女労働力のみから構成されたとしたばあい、本来の簡単労働力のみが簡単労働市場に参加するのであれば、そこでは女性労働力が支配的になり、簡単労働力の価値を規定するかもしれない。ところが、複雑労働力も参加する簡単労働市場では、男性労働力がつねに支配的であり、それが簡単労働力の価値を規定する。また、その市場に参加する複雑労働力の育成費部分は簡単労働力の価値には含まれないことになる。

したがって、簡単労働力の価値は一国の労働市場で成立する市場価値であり、労働力の価値そのものである。それを成立させる労働力の構成比率は比較的安定しており、その面からも労働力の価値は所与の社会、所与の時代には一定の大きさをもつことになる。

抽象的な労働力の価値は、このように、生き生きとした具体性をもつ一国の労働力の価値であり、市場価値であり、具体的な現実から抽象された価値である。

小川氏は、『労働力の価値』とは、資本主義社会における労働力の代表的担

い手が成年男子労働者であるところから成年男子労働者のみによって構成され、その具体的な労働力の標準的な世代的再生産費としての平均価値を意味している⁷⁾という。やや理解しにくい叙述であるが、氏のいう「平均価値」が一国の労働市場のなかで平均原理によって成立したものでないことはあきらかである。そのことは、氏のいう「市場価値」が職種別労働市場でしか成立しないことによっても、裏づけられる。

その2。一国の労働市場を職種別に分割しても、それによって生まれるのは複雑労働の職種別市場であって、簡単労働市場は分割されることはない。具体的労働が多様化すればするほど、簡単労働市場は統一され、拡大する。簡単労働にも職種はあるが、市場は職種をこえた単一のものである。もちろん、日常の用語では簡単労働のなかでも、たとえば雑役夫の労働市場とよばれることがあるが、そこで簡単労働力の価値(市場価値)とは別に価値(市場価値)が成立することはない。

小川氏は、しかし、簡単労働市場を職種別市場に細分し、そこで労働力の「市場価値」が成立する、と考えている。

複雑労働の職種別市場は一国の労働市場、すなわち簡単労働市場の内部に存在するのであって、多くの論者がいうように、簡単労働市場と並んで存在することはありえない。簡単労働市場の内部に複雑労働市場が存在するという、この図式は、簡単労働市場と簡単労働力の価値が歴史的にも論理的にも基本となるものであることを、表現している。複雑労働の職種別市場では複雑労働力の価値が成立する。

上にのべたように労働力の価値を把握するならば、以下にのべることは蛇足になるかもしれない。しかし、職種別労働力の「市場価値」についての理論を慎重に検討するために、さらにつぎの諸点を指摘しておこう。

その3。小川氏の説にそって職種別労働力の「市場価値」を想定するとしても、その「市場価値」は、一応、一般商品の市場価値と共通した規定をうける

7) 同上、67ページ。

ことになる。すなわち、最大の個別価値よりも大きい市場価値、最小の個別価値よりも小さい市場価値はありえず、もしそのような水準に価格が成立するとしても、それは市場価値ではなく、市場価格である。

ところで、この市場価値についての一般論は労働力にかんして修正される。すなわち、労働力の価値規定は一般商品とちがった特殊性をもっている。職種別労働力の「市場価値」を想定するばあいにも、市場価値が価値であるかぎり、抽象的な労働力の価値と同じように特殊な規定をもたねばなるまい。

まず、労働力の価値が標準家族をもつ成年男子労働力の再生産費であり、それが簡単労働市場で成立する市場価値でもあることは、すでにのべておいたが、職種別労働力の「市場価値」の成立を主張する論者は「価値分割」（機械装置が労働者家族の全成員を労働市場に登場させるために成年男子の労働力の価値が家族成員の上に分割されること）によって労働力の価値が小さくなるという。小さくなることは否定できないが、以下にみる価値規定のその他の特殊性とも考えあわせて、たとい労働者家族の全成員の賃金収入が名目的に以前の労働力の価値をこえることがあっても、労働力の正常な再生産条件が破壊されるばあいには、価値以下に賃金が低下したとみなされる。

つぎに、もし職種別労働力の「市場価値」を想定するとしても、抽象的な労働力の価値におけるように、その最後の限界、生理的限界を考えなければなるまい。労働力の価値は変動しうが、賃金がこの最後の限界に低下したとき、それは価値以下への賃金の低下を意味している。「市場価値」についても同じことがいえよう。

また、これも労働力の価値規定の特殊性であるが、賃金が名目的にいかにも高くても、他の労働諸条件が労働力の正常な再生産条件と活動条件を破壊するとき、賃金は労働力の価値以下に低下しうるのである。「市場価値」もこの規定をまぬがれることはできないであろう。

職種別労働力の「市場価値」の成立を理論上想定するとしても、「市場価値」も価値であるかぎり、労働力の価値規定の特殊性がその理論にも適用されなけ

ればならない。すでに、小川氏が简单労働の分野で職種別労働力の「市場価値」の成立を想定していることにたいして疑問を投げかけておいたが、このことも含めて、氏が労働力の価値規定の特殊性をいかに考えているかを、これから検討することにしよう。

なお、小論では简单労働力、简单労働市場をとりあげ、そこでの労働力構成を、主として、男女に限定した。複雑労働力や年令別労働力構成を論ずるときには、そのつど、そのむねを明記する。

III

小川氏は、資本制生産の発展のなかで「労働市場単一化の技術的条件」⁸⁾が形成されるとのべながら、「一般商品のばあいと同じように、労働力のばあいでも市場価値が直接に問題となるのは同一労働市場（職種別労働市場をさす——松井）内だけである」⁹⁾とのべ、産業予備軍の圧力をもっとも強くうける简单労働の職種別市場を重視している。

さきに、简单労働市場の職種別分割にたいして根本的な批判をのべておいたが、しばらく氏の主張にそって、「限界原理」による「市場価値」の成立を考えてみよう。

氏もいうように、「限界原理というものは、そもそも供給量（それぞれの生産条件での供給量——松井）の多少を問わず限界個別価値によって市場価値＝価格が規制されるという質的なことを意味する。」¹⁰⁾したがって、もしその市場に個別価値の小さい労働力が少しでもあらわれると、「市場価値」はその労働力に規定されて小さくなる。

しかし、「限界原理」を採るとすれば、むしろ、つぎのように考えるのがよいように思われる。

第1例。男女別労働力構成を例にとれば、ある職種の労働市場では個別価値

8) 同上、53ページ。

9) 同上、72ページ。

10) 同上、70ページ。

の小さい女性労働力に、まず、需要が集中する。女性労働力の供給には限度があるので、その賃金は上りはじめ、男性労働力の個別価値の水準に達するとともに、男性も雇用されはじめる。このばあい、小川氏の考えとは逆の結果になり、むしろ労働力の「市場価値」は男性労働力の個別価値に近づく。

ところで、小川氏の逆の結論をえたとはいえ、やはり「限界原理」を支持するわけにはいかない。実は、すでに平均原理によって一国の労働市場で男性労働力が市場価値を規定していたのである。したがって、職種別労働市場でみられる上述の現象は「市場価値」の成立を意味するものではなく、すでに成立した価値をめぐる職種別賃金の一つの動向をしめすものである。このことについてはのちにのべる。

第2例。つぎに、ある職種で女性労働力が資本の需要の全部、または大部分を充たすとしよう。小川氏の考えでは、女性労働力が「市場価値」を規定する。だが、これは「限界原理」によるものではない。「市場価値」の成立をみとめるとすれば、このばあいは平均原理によるものである。しかし、くりかえすまでもなく、「市場価値」の成立そのものをみとめるわけにはいかない。

氏の説では、「市場価値」の成立には充分に需要条件がはたらいっていることになっているが、すでにあきらかなように、需要についての氏の考えは充分でない。もし、簡単労働市場で男女同一賃金が実現しておれば、資本の需要は男女にたいして平等に作用し、同一賃金そのものが価値をめぐる上下するであろう。差別賃金のばあいには、需要は女性にたいして集中し、女性の賃金が上昇することによって全体の賃金の上昇を妨げるための安全弁の役割をはたすことになろう。職種別賃金はこれらの賃金の運動から分岐して生ずるもので、職種の枠による労働力移動の相対的制約を条件として、相対的に独自の需給関係によって左右される。こうして生まれる職種別賃金は労働力の価値から乖離する。

おそらく、小川氏は職種の枠による労働力移動の相対的制約を過大視して、職種別市場で「市場価値」が成立すると考えたのであろう。この考えが簡単労働

働には適用できないことは、すでに、のべておいた。その上、氏は「限界原理」による「市場価値」の成立を論じたために、誤りが重ねられることになった。すなわち、氏は、多分すべての労働者が女性労働者なみの賃金をうけるとはならないであろうという常識——この常識は労働力の価値の規制力とその特殊な価値規定によって裏づけされている——を逸脱してしまう。氏は、あるいは、労働市場に登場する労働力と現実に雇用される労働力とを混同しているのではなかろうか、と疑われる。「市場価値」を成立させるのは後者の雇用労働力ではない。市場にはきわめて個別価値の小さい労働力が参加しているはずであり、「限界原理」を採るならば、その労働力が「市場価値」を規定することになり、それは現実の雇用労働者の賃金とは比較にならぬ小さいものになってしまうであろう。

「限界原理」が種々の事情から成りたちがたいこと、——このことは、のちにみるように、決定的な意義をもつ差別賃金の究明のなかで、氏をしてその「原理」を放棄させることになる。

IV

労働力の価値は必要労働時間の歴史をうけつぐものであり、標準家族の再生産費を意味するものになっていたが、そのなかに労資の階級関係を秘めているので、「価値分割」から影響をうけることになる。ここから多くの論者は労働力の価値が標準家族をもつ成年男子労働力の再生産費であることを否定するようになる。ただし、小川氏のばあいには、労働力の価値を成年男子労働力の再生産費に固定しておいて、職種別労働力の「市場価値」がそれから乖離する、と説かれる。

もし、職種別労働力の「市場価値」を想定するのであれば、労働力の価値規定の特殊性に留意しなければならない。しかし、小川氏は「限界原理」を採り、しかも価値規定の特殊性を無視して、労働力を一般商品なみにあつかう。そのために、氏にあっては、いかなる個別価値をもつ労働力が「市場価値」を規定

してもよいことになり、たとえば児童労働力が「市場価値」を規定することもありうる。

もともと、児童労働そのものが労働力の再生産を妨げるのであるから、児童労働力の「価値」なるものはありえない。

同様に、小川氏がいうように児童労働力が「市場価値」を規定することもありえない。児童労働によって労働力の正常な再生産が破壊されるからである。もし、その個別価値の水準に賃金がおちついたとき、それは「市場価値」以下の賃金といわねばならない。

女性労働力についてもそれと似た事情がある。女性労働については種々の法的保護から保育所設置まで論じられてきたが、これらの事情は資本主義のもとで女性の労働力化そのものが労働力の正常な再生産を脅かす可能性をもつことをしめしている。

さらに、女性を含めて家族成員の労働力化によって、成年男子のみが労働していたときよりも家族成員の総労働支出は増大するので、一家の賃金収入がふえるであろうし、名目的には生活が豊かになるであろうが、しかし、上にのべた事情はつきまとう。

こうして、女性労働力の「価値」という考えは、一国の労働市場で成立する労働力の価値が男性労働力によって規定されているという根本的な理由も含めて、容認されがたいものとなる。また、従来から指摘されてきたように、女性労働力の「価値」の成立を想定するならば、男女同一賃金の抽象的可能性は論証できなくなる。小川氏も、これについては、「女子労働力の価値が成年男子のそれとくらべて小さいということではなく、個別的価値が小さいのである」¹¹⁾とのべている。

しかし、氏がそのようにいうとき、労働市場の職種別分割を前提にしているのであって、労働力の価値の特殊性についての理解にもとづいてはいない。そのために、氏は、女性労働力の個別価値に「市場価値」が接近し、一致しうる、

11) 同上、67ページ。

と考えている。

「価値分割」を契機とする女性労働力の「価値」の成立を主張する論者が、いきなり、労働力の価値規定の特殊性を見失ってしまったのにたいして、小川氏は、「価値分割」の結果、職種別市場で女性労働力が「市場価値」を規定すると考えることによって、同じく価値規定の特殊性を見失っている。もし小川氏のごとき「市場価値」論に同調するとしても、女性労働力の個別価値の水準に賃金がおちついたとき、それを「市場価値」とよぶことはできない。「市場価値」以下に賃金が低下したといわねばならない。

「価値分割」による労働力の価値の減少には限度がある。「価値分割」によって労働力の価値はそれ以前よりも小さくなるが、その価値の減少は労働力の価値規定の特殊性によって限界づけられている。また、そのようにして、ひとたび労働力の価値が成立するや、女性の賃金がそれにくらべて少しでも低ければ、それは価値以下の賃金である。「価値分割」の作用を強調する論者はこのような点を鋭く指摘するのを忘れている。

小川氏とちがって、労働力の市場価値が簡単労働市場で成立し、職種別市場では「市場価値」が成立しないと考えるならば、簡単労働市場では男性労働力が支配的であるので、児童や女性の労働力は価値を規定することはできない。

しかし、小川氏のように「市場価値」を想定すれば、つぎのような理論上の困難が生ずる。職種別労働市場では、児童や女性の労働力が、「限界原理」を採ろうと、「平均原理」を採ろうと、「市場価値」を規定する可能性が生まれる。ところが、この「市場価値」は、労働力の価値規定の特殊性にてらしてみると、市場価値の名にふさわしくない「市場価値」ということになる。氏はそれに、あえて、「市場価値」という名称を与え、労働力の価値からの職種別労働力の「市場価値」の乖離を主張するのである。

V

職種別労働力の「市場価値」の成立を主張する論者は、一般に、男女労働力

の個別価値がそのまま男女差別賃金に転化する、と考えている。したがって、かれらは差別賃金の底に「市場価値」が成立しているのを発見することができない。小川氏も同じ考えをもっている。

もし、かりに一国の労働市場でそういうことがあるとすれば、差別賃金のあるかぎり、労働力の価値は成立せず、資本主義も成立していない、ということになろう。

そうではなくて、まず一国の労働市場で多数を占める男性労働力が労働力の価値を規定するのであって、価値がそのまま現象すれば同一労働同一賃金の原則が実現されたことになる。全般的にみられるように、もし競争のなかで女性労働力が、その個別価値に依拠して、市場価値よりも低い価格をもつならば、それは競争価格に属する現象である。この女性労働力の価格は労働力の価値の成立を前提として生まれ、労働力の価値(男性労働力の個別価値)をこえることはない。男女差別賃金とはこの競争価格のことである。

このように考えてこそ、小川氏のつぎの言葉が生きてくる。氏はいう、「この賃金の上限を画され、それ以下に封じこめられているという意味で、賃金の絶対的水準をひきさげられた中での男女同一労働・差別賃金として、男子労働者はちっばけな相対的高賃金を受けとっている」¹²⁾と。のちにあきらかになるように、氏は誤った理論にもとづいて、そういつているのであるが、差別賃金は労働力の価値が成立したために生まれるのであって、労働力の価値の運動法則がもたらす一つの現象である。差別賃金のあるところ、同一賃金の抽象的可能性が与えられている、といえよう。

したがって、男女差別賃金は労働市場全体にみられる社会的な競争価格であり、現実には、資本がこの競争価格にもとづいて、それぞれの職種の事情によって、男性のみを、あるいは女性のみを、あるいは男女両性を雇用することになる。それぞれのばあい、職種の枠による労働力移動の相対的制約を条件として、相対的に独自の需給関係のもとに、ある職種では男の賃金に女のそれが

12) 同上、73-74ページ。

一致し、ある職種では男の賃金に比べて女のそれが低くなり、ある職種では女の賃金に男のそれが一致する。これが職種別賃金であり、それを解明するために職種別労働力の「市場価値」の成立を想定しなければならぬという論理的必然性は存しない。

小川氏は、職種別労働市場で個別価値が直接に差別賃金に転化する、と考えている。もし、氏にならって「市場価値」論を採るとすれば、「市場価値」の成立を前提にして差別賃金を論じなければなるまい。氏は、「市場価値」が成立していないところに差別賃金を描くことによって、価値が存在しないところに賃金を描いている。そうして、氏は、つぎに考察するように、差別賃金の底にある「市場価値」を自らすすんで否定することになる。

VI

男女差別賃金について、小川氏は二つのばあいを考えている。一つは「経過的・過渡的」なそれであり、他は「固定化」されたそれである。両者を区別する根拠は明白でない。

氏はいう、「労働力の価値分割がおこり、その労働市場の代表的・典型的労働力の担い手そのものが成年男子から婦女子へと転移しはじめている……過渡期では、婦女子労働力の価格は旧来の社会的価値の水準よりも大幅に低いその個別的価値に次第に接近していくとしても、旧来の『社会的価値よりも低く個別価値よりも高く』売られるわけだから、二本建価格(同一労働差別賃金)としてあらわれざるをえない。この過程での市場価値の変動を図式的にいえば、流入の初期は成年男子がまだ圧倒的に多数であるから……その個別価値が社会的価値であり、流入が中程度となると男女労働者が量的に半々近くとなり支配的少量なものは存在しなくなるから『社会的価値としての市場価値』は崩壊し、……明白な二本建価格(複層価格)となり、後期にいたって婦人労働者が圧倒的多数を占めるようになると、……この低い個別的価値が社会的価値となり、そ

してその低水準において新しい単一市場価値（価格）が確定するのである」¹³⁾と。

この叙述は氏の「市場価値」論を要約したものであるが、このなかに平均原理をみいだすことができても、氏の強調する「限界原理」をみいだすことはできない。

ところで、氏が、女性労働力が市場で圧倒的多数を占めるばあいを想定するのは労働市場を職種別に細分したためであり、女性労働力の個別価値の水準に「市場価値」が成立すると考えるのは労働力の価値規定の特殊性を無視したためである。そうして、氏が「男女労働者が量的に半々近く」とともに「市場価値」は「崩壊」と判断するのは、個別価値がそのまま差別賃金に転化する、と考えているためである。

しかも、氏はこの「市場価値」の「崩壊」が「経過的・過渡的なものであるかぎりでは問題はない」¹⁴⁾といい、差別賃金が「固定化」されたばあいについての考察にうつる。

氏はいう、「労資対抗のなかでそれが固定化されているとすれば……資本の賃金差別化政策は成功しているのであり、ここでは費用格差原理としての限界原理も平均原理もその作用をストップしているとしか考えられない」¹⁵⁾と。

いうまでもなく、この社会では差別賃金こそ支配的であり、かつ、それは一般に「固定化」されているので、「限界原理」が「原理」であるならば当然、この分野でその「原理」ははたらかねばなるまい。しかるに、氏はここで「限界原理」も「平均原理」も拒否する。

その代りに、氏は「差別化の経済性」なるものをもってくる。「差別化の経済性」とは、氏によれば、資本が「男女賃金格差の分だけ得をしている」¹⁶⁾ことである、と説明される。もちろん資本にとって最も好都合なのは賃金の全般的低下であるが、氏は「資本にとってこれ以上差別しても利益が認められない

13) 小川登「労働力の市場価値について」、『日本労働協会雑誌』No. 106, 日本労働協会, 1968年, 28ページ。

14) 岸本編『労働経済論入門』前掲, 73ページ。

15) 同上。

16) 同上, 57ページ。

という限界の価格」があり、これが「差別化価格の上限を画す」¹⁷⁾とのべる。

「差別化の経済性」にもとづく「資本の賃金差別化政策」によって、「原理」もはたらず、「市場価値」も成立しないのであるから、氏の見解は勢力説に通ずるといえよう。そうして、氏は「市場価値」の成立しないところに賃金（差別賃金）を成立させるのであるから、その「市場価値」論、というよりも価値論そのものが崩壊したといえよう。

ここで小川氏とともに年功賃金を考察することにしたい。

年功賃金の上限は、現在では、労働力の価値をこえていると思われる。その理由は、大企業の超過利潤・独占利潤が、企業間の労働力移動の相対的制約——いわゆる企業別労働市場も労働力の「市場価値」を成立させることはない——を条件として、年功賃金をうるおしていることにある。この事情は、年功賃金が労働力の価値の現象形態であることを、否定するものではない。

年功賃金の下限は新規学卒者の労働力の個別価値に依拠している。年功賃金は、このように、労働力の価値をめぐって分布する競争価格である。

小川氏によれば、「差別化の経済性」が年功賃金の上限を規制しているために「現在のような労働力『不足』がおこっても、若年労働者の賃金しか大きくあがらず、中高年労働者の賃金上昇はわずかになる」¹⁸⁾とのべられる。しかし、その上限が上りにくいのは労働力の価値の規制力のためであり、初任給が上りやすいのは低い競争価格をもつ若年労働者に需要が集中するからである。年功賃金が競争価格であること、若年層の賃金の上昇が年長者の賃金上昇を妨げる安全弁になっていること、これらの事情は現実に労働力の価値の規制力を支えている。もし年功賃金でなければ、需要はあらゆる年令層にたいして平等にあらわれることであろう。

差別賃金が、「経過的・過渡的」であろうと、「固定化」していようと、そこには共通の法則がはたっている。それは、価値の成立を契機として生まれ、

17) 同上, 74ページ。

18) 同上。

価値の規制をうけている。差別賃金は、同一賃金と同じく、労働力の価値の現象形態なのである。

もし、小川氏がいうように、「固定化」された差別賃金を動かす「原理」がないとすれば、それは永遠に「経過的・過渡的」過程を経て、解消することはないであろう。

差別賃金を競争価格として理解しえない小川氏は、労働力の「市場価値」が『資本にとって最良の条件下』(したがって労働者にとって最悪の条件下)¹⁹⁾で生産される労働力によって規定される、といているが、個別価値が小さいことは、その労働者にとって「最悪の条件」ではなく、「最良の条件」である。些細なことであるが、労働力の商品化という論理を貫くならば、氏の表現は正しいとはいえない。

VII

小川氏は、「限界原理」から「平均原理」への転化をもって、その「市場価値」論を完結するべくこころみる。

氏はつぎのようにのべている、「長期において、労働力の再生産をめぐる費用格差(個別価値差)は完全に消滅するにはいたらないとしても平均化する。だから、労働力商品においても『費用格差原理としての限界原理』そのものはなんら修正を受けないとしても、それ自身平均原理へと近づいていく。問題なのは、この技術進歩にもとづく労働のダイリューションであれ、同一労働市場での男女労働力の併存(『労働力の価値分割』)であれ、労働力商品のばあいには限界原理から平均原理への転化が、個別価値(個別的供給価格)の低い労働力の方に向けて収斂される形でなされるということである」²⁰⁾と。

すでに、差別賃金という決定的な問題にかんして氏の「限界原理」と「平均原理」がその作用をやめるのをみたが、ここで氏は賃金の「低位平準化」をさ

19) 同上、69ページ。

20) 同上、73-74ページ。

して「限界原理から平均原理への転化」とよんでいる。

氏は「個別価値差」の「消滅」ないしは「平均化」を「平均原理」と名づけていたりしているが、この叙述には言葉の乱用以外の何物もみいだせない。

くり返すまでもなく、賃金の「低位平準化」は競争価格に属する現象である。「賃金の低位平準化」が労働力の価値を小さくし、さらに労働力の価値以下に賃金を低下させることができて、労働力の価値規定には特殊性があり、労働力の価値が、たとえば、女性労働力の個別価値の水準にまで低下することはないし、さらに、賃金の「低位平準化」も労働力の価値に規制されるので、すべての労働者の賃金が女性労働力の個別価値の水準に低下することも、一般には、ありえない。

小川氏のように考えるならば、労働力の「市場価値」が無制限に低下するだけでなく、その「市場価値」は労働力の価値から完全に断ち切られてしまう。

氏の理論が混乱におちいったのはその方法論上の誤りと関係があるように思われる。氏は、たしかに、具体的な現象のなかから「原理」をつかみだすべくこころみているが、その「原理」をもって論理の上向を企てることをやめている。そのために氏の理論にとって「原理」はきわめて便宜主義的な与件になっているだけでなく、論理のなかで「原理」の妥当性を検証する機会が失われている。「差別化の経済性」にいたっては、この欠陥をもっともよくしめしている。

VIII

小川氏は、「労働力の価値の賃金転化のプロセスの中で、労働力の市場価値からあとはそれ自体のうちに低下傾向を含んで」²¹⁾いる、とのべている。

しかし、くりかえしのべてきたように、労働力の価値はそれ自身のなかに低下傾向をもち、その転化形態である賃金でその傾向が全面的に展開されるのである。

21) 同上、76ページ。

ここでは複雑労働について考えよう。

はじめに記しておいたように、簡単労働力の価値は一国の労働市場で成立するが、複雑労働市場はその内部にある副次的な市場である。複雑労働市場は、現実には、複雑労働職種の市場として存在する。

もし、特定の職種の労働市場での労働力の構成比率が一国の労働市場の構成比率と同じであれば、その市場で成立する価値(市場価値)は複雑度を正確に表現する大いさになる。いいかえると、その市場で男性が支配的であるときには、そこでの価値は簡単労働力の価値(男性労働力の個別価値)に育成費を加えた大いさになる。

もし、女性が特定の職種の市場で支配的であれば、そこでの賃金は簡単労働における女性の賃金(女性労働力の個別価値)に育成費を加えた大いさになるかもしれない。ときには、その賃金は簡単労働力の価値よりも低くなるであろう。小川氏はそれを「市場価値」とみなすであろう。しかし、労働力の価値規定の特殊性から、氏の説にしたがうことはできない。それはその職種の複雑労働力の価値(市場価値)以下の賃金である。このばあい、労働力が女性と児童から構成されるとすれば、その市場価値は最大の個別価値(女性労働力の個別価値に育成費を加えたもの)をこえることもあるが、簡単労働力の価値がすでに成立していること、および、労働力の価値規定には特殊性があることから、それは許されるであろう。

もちろん、女性が支配的な職種の市場で、簡単労働力の価値よりも大きい市場価値が成立すれば、それは複雑労働力の価値そのものである。

実は、小川氏が同一労働同一賃金の原則の根拠とみなす「具体的な労働力の価値」は、本来、平均的労働力構成のもとで成立すると仮定した簡単・複雑職種の労働力の市場価値であった。したがって、「具体的な労働力の価値」は、たんに平均原理によって成立するといったものではなく、平均的な労働力構成のなかで平均原理によって成立すると仮定した市場価値であった。そこから、平均から乖離する労働力構成をもつ職種別市場で成立する「市場価値」は、

「具体的な労働力の価値」から乖離する、とのべられたのである。「具体的な労働力の価値」という概念には、労働力の価値規定の特殊性にたいする理論上の配慮がこめられていたのであって、それは、職種別労働力の「市場価値」の理論が価値規定の特殊性を無視する傾向をもつことにたいする警告の意味もっていたのである。しかし、皮肉にも一部の論者は、むしろ、「具体的な労働力の価値」の概念を逆用して、職種別労働力の「市場価値」を低下させるときの安全装置に転用した。小川氏の「限界原理」にその典型をみることができる。「具体的な労働力の価値」は具体性を欠く架空の概念であった。

労働市場の性格と労働力の価値規定の特殊性をあきらかにし、簡単・複雑労働力の価値を市場価値としてとらえることができた以上、「具体的な労働力の価値」という概念も不用のものとなった。それなしに、複雑労働力の価値（市場価値）の低下と、価値からの賃金の乖離を論ずることが可能になった。

小川氏が「市場価値」以後に「低下傾向」をみいだし、そのために労働力の価値と「市場価値」とのあいだの決定的な断絶をのべねばならなかったのにたいして、一部の「市場価値」論者は、賃金が労働力の価値の大きさにおよぼす作用を過大視して、ついに、賃金が労働力の価値を規定する、と主張するにいたった。

賃金が労働力の価値の大きさに影響することは否定できない。賃金は現実に労働者の生活様式を変え、労働力の個別価値の大きさを変えるであろうが、個別価値は価値ではない。雑多な大きさの個別価値のなかから価値が成立するので、個別価値の変動が直接、価値の大きさを左右することはない。しかし、さらにすすんで、労働力の価値そのものが変動させられることも考えねばならない。そのために労働力の価値が大きくなることがあるが、これは欲望向上の問題である。労働力の価値が小さくなるばあい、労働力の価値規定の特殊性に留意しなければならない。

賃金が労働力の価値を規定すると主張する論者は、たとえば1600カロリーを基準とした電産型賃金のもとでも労働力が繁殖しえたことをもって、その賃金

を労働力の価値とみなすのであろうか。それは価値以下への賃金の低下をしめすものであった。年功賃金のばあい、新規学卒者にかぎらず、単身者なみの賃金で労働力を再生産する労働者はかなりの数にのぼるのであるが、そのことをもって、労働力の価値が単身者の生産費の水準にあるとみるならば、それは労働力の価値規定の特殊性を見失ったことになるであろう。

小川氏の説では、職種別労働力の「市場価値」は「限界原理」のもとに、最小の個別価値をもつ労働力によって規定される。男女差別賃金では、女性が参加する職種は限られているので、「限界原理」がもたらす「市場価値」の低下はそれほど著しいものではないかもしれないが、年功賃金では、複雑労働職種をふくめてほとんどすべての職種の労働市場に単身者があらわれるので、その「市場価値」は極度に低下するであろう。氏の説によれば、全国的規模で職種別労働力の「市場価値」が単身者労働力の個別価値の水準に低下するであろう。そうして、「市場価値」も価値であるので、ひとたび成立すればその変動をもたらすことは困難であるが、さらに、いかに賃金の向上を企てても「市場価値」は最低限の労働力の個別価値に吸引されることであろう。職種の労働者はこの頑強な「市場価値」を引き上げるためにたたかわねばならないであろうが、たえず新規学卒者が「市場価値」を小さくし、職種内の同一賃金の可能性は存しないことになるであろう。しかも、職種によっては現実に年長者の賃金は年少者の4倍に達しているが、それは「市場価値」の4倍の賃金とみなされるであろう。氏の説をもちいるならば、そのようにのべることになるであろう。氏の「市場価値」論はおそらく現実の解明には役立たない、と思われる。

最後に、労働者階級の欲望の向上にふれておきたい。欲望の向上の底には生産力の向上にともなう生活資料の種類と量の増大、労働者の集団労働と集団生活がある。欲望向上は労働力販売のための条件である。欲望とは支払能力をとともなう欲望である。この社会では、労働者階級の欲望の向上は、労働力の価値への賃金の接近、ないしは、賃金の向上を通じての労働力の価値そのものの増大を通して、つまり労働力の価値の運動法則を通してしか実現しない。したが

って、欲望が賃金と労働力の価値を左右するのではなくて、賃金と労働力の価値の変動が欲望を左右するのである。労働者階級の窮乏化が現実にはすべての面で併行してあらわれなないように、欲望の向上もかた寄ったあらわれ方をする。そのために、窮乏化のなかでも、欲望のかた寄った向上はみられることになる。

小川氏は、抽象的な労働力の価値を市場価値としてとらえることができず、それを「限界原理」による職種別労働力の「市場価値」の成立を通じて具体化するべくこころみた。氏は「価値分割」および個別価値からの「市場価値」の成立を論ずるさいに、労働力の価値規定の特殊性を無視した。さらに、氏は個別価値が直接、差別賃金に転化すると考えたために、差別賃金の解明にあたって、「市場価値」論を放棄したのである。小川氏の理論にみられるこれらの欠点は、多かれ少なかれ、職種別労働力の「市場価値」の成立を主張する論者に共通するものである。

(1970年7月3日)